

藤沢市立看護専門学校条例の一部改正について
藤沢市立看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）6 月 5 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市立看護専門学校条例の一部を改正する条例
藤沢市立看護専門学校条例（昭和 44 年藤沢市条例第 18 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 7 条第 2 項及び第 8 条ただし書中「第 8 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、大学等における修学の支援に関する法律の一部が改正
されたことに伴い、規定の整備をする必要による。